

石油市場管理基本要綱の変更

旧条文を新条文に変更する。

新条文	旧条文																																														
<p>1 建玉の制限</p> <p>過当投機を防止するため、業務規程第25条第1項の規定により、委託者の建玉数量並びに会員の自己の計算による建玉数量について次の制限をする。(毎月第1営業日の時点で該当する限月を当該月の最終営業日まで適用するものとする。ただし、当月限は納会日までとする。)</p> <p>委託者の建玉数量の制限 (現行どおり)</p> <p>会員の自己の計算による建玉数量の制限(他の受託会員に委託又は取次者に委託の取次ぎを依頼した建玉を含む。)</p> <p>受託会員を除く会員の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。</p> <p>ガソリン及び灯油</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">当月限</td> <td style="padding: 2px 5px;">翌月限</td> <td style="padding: 2px 5px;">その他限月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">500 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">1,000 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">各 3,000 枚</td> </tr> </table>	当月限	翌月限	その他限月	500 枚	1,000 枚	各 3,000 枚	<p>1 建玉の制限</p> <p>過当投機を防止するため、業務規程第25条第1項の規定により、委託者の建玉数量並びに会員の自己の計算による建玉数量について次の制限をする。(毎月第1営業日の時点で該当する限月を当該月の最終営業日まで適用するものとする。ただし、当月限は納会日までとする。)</p> <p>委託者の建玉数量の制限 (省略)</p> <p>会員の自己の計算による建玉数量の制限(他の受託会員に委託又は取次者に委託の取次ぎを依頼した建玉を含む。)</p> <p>受託会員を除く会員の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。</p> <p>ガソリン及び灯油</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 5px;">純資産額</th> <th style="padding: 2px 5px;">当月限</th> <th style="padding: 2px 5px;">翌月限</th> <th style="padding: 2px 5px;">その他限月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">5 億円未満</td> <td style="padding: 2px 5px;">80 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">150 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">各 250 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">5 億円以上 10 億円未満</td> <td style="padding: 2px 5px;">100 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">200 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">各 500 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">10 億円以上 20 億円未満</td> <td style="padding: 2px 5px;">120 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">250 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">各 750 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">20 億円以上 30 億円未満</td> <td style="padding: 2px 5px;">200 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">400 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">各 1,100 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">30 億円以上 50 億円未満</td> <td style="padding: 2px 5px;">250 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">500 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">各 1,500 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">50 億円以上 100 億円未満</td> <td style="padding: 2px 5px;">300 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">600 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">各 1,800 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">100 億円以上 150 億円未満</td> <td style="padding: 2px 5px;">400 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">750 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">各 2,200 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">150 億円以上 200 億円未満</td> <td style="padding: 2px 5px;">450 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">850 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">各 2,600 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">200 億円以上</td> <td style="padding: 2px 5px;">500 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">1,000 枚</td> <td style="padding: 2px 5px;">各 3,000 枚</td> </tr> </tbody> </table>	純資産額	当月限	翌月限	その他限月	5 億円未満	80 枚	150 枚	各 250 枚	5 億円以上 10 億円未満	100 枚	200 枚	各 500 枚	10 億円以上 20 億円未満	120 枚	250 枚	各 750 枚	20 億円以上 30 億円未満	200 枚	400 枚	各 1,100 枚	30 億円以上 50 億円未満	250 枚	500 枚	各 1,500 枚	50 億円以上 100 億円未満	300 枚	600 枚	各 1,800 枚	100 億円以上 150 億円未満	400 枚	750 枚	各 2,200 枚	150 億円以上 200 億円未満	450 枚	850 枚	各 2,600 枚	200 億円以上	500 枚	1,000 枚	各 3,000 枚
当月限	翌月限	その他限月																																													
500 枚	1,000 枚	各 3,000 枚																																													
純資産額	当月限	翌月限	その他限月																																												
5 億円未満	80 枚	150 枚	各 250 枚																																												
5 億円以上 10 億円未満	100 枚	200 枚	各 500 枚																																												
10 億円以上 20 億円未満	120 枚	250 枚	各 750 枚																																												
20 億円以上 30 億円未満	200 枚	400 枚	各 1,100 枚																																												
30 億円以上 50 億円未満	250 枚	500 枚	各 1,500 枚																																												
50 億円以上 100 億円未満	300 枚	600 枚	各 1,800 枚																																												
100 億円以上 150 億円未満	400 枚	750 枚	各 2,200 枚																																												
150 億円以上 200 億円未満	450 枚	850 枚	各 2,600 枚																																												
200 億円以上	500 枚	1,000 枚	各 3,000 枚																																												

新条文	旧条文																														
<p>軽油 (現行どおり)</p> <p>原油 各限月につき 6,400 枚</p>	<p>軽油 (省 略)</p> <p>原油</p> <table border="1" data-bbox="1223 416 1886 901"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1223 416 1621 464">純資産額</th> <th data-bbox="1626 416 1886 464">各限月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 467 1451 515"></td> <td data-bbox="1456 467 1621 515">5 億円未満</td> <td data-bbox="1626 467 1886 515">400 枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 518 1451 566">5 億円以上</td> <td data-bbox="1456 518 1621 566">10 億円未満</td> <td data-bbox="1626 518 1886 566">800 枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 569 1451 617">10 億円以上</td> <td data-bbox="1456 569 1621 617">20 億円未満</td> <td data-bbox="1626 569 1886 617">1,600 枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 620 1451 668">20 億円以上</td> <td data-bbox="1456 620 1621 668">30 億円未満</td> <td data-bbox="1626 620 1886 668">2,400 枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 671 1451 719">30 億円以上</td> <td data-bbox="1456 671 1621 719">50 億円未満</td> <td data-bbox="1626 671 1886 719">3,200 枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 722 1451 770">50 億円以上</td> <td data-bbox="1456 722 1621 770">100 億円未満</td> <td data-bbox="1626 722 1886 770">4,000 枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 774 1451 821">100 億円以上</td> <td data-bbox="1456 774 1621 821">150 億円未満</td> <td data-bbox="1626 774 1886 821">4,800 枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 825 1451 873">150 億円以上</td> <td data-bbox="1456 825 1621 873">200 億円未満</td> <td data-bbox="1626 825 1886 873">5,600 枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 876 1451 901">200 億円以上</td> <td data-bbox="1456 876 1621 901"></td> <td data-bbox="1626 876 1886 901">6,400 枚</td> </tr> </tbody> </table>	純資産額		各限月		5 億円未満	400 枚	5 億円以上	10 億円未満	800 枚	10 億円以上	20 億円未満	1,600 枚	20 億円以上	30 億円未満	2,400 枚	30 億円以上	50 億円未満	3,200 枚	50 億円以上	100 億円未満	4,000 枚	100 億円以上	150 億円未満	4,800 枚	150 億円以上	200 億円未満	5,600 枚	200 億円以上		6,400 枚
純資産額		各限月																													
	5 億円未満	400 枚																													
5 億円以上	10 億円未満	800 枚																													
10 億円以上	20 億円未満	1,600 枚																													
20 億円以上	30 億円未満	2,400 枚																													
30 億円以上	50 億円未満	3,200 枚																													
50 億円以上	100 億円未満	4,000 枚																													
100 億円以上	150 億円未満	4,800 枚																													
150 億円以上	200 億円未満	5,600 枚																													
200 億円以上		6,400 枚																													

新条文

受託会員の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき全建玉数の10%又は次の数のうちいずれか多い数量とする。

ガソリン及び灯油

当月限	翌月限	その他限月
500 枚	1,000 枚	各 3,000 枚

軽油

(現行どおり)

旧条文

受託会員の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。

ガソリン及び灯油

純資産額	売又は買のそれぞれにつき全建玉数の10% 又は次の数のうちいずれか多い数量		
	当月限	翌月限	その他限月
5 億円未満	80 枚	150 枚	各 250 枚
5 億円以上 10 億円未満	100 枚	200 枚	各 500 枚
10 億円以上 20 億円未満	120 枚	250 枚	各 750 枚
20 億円以上 30 億円未満	200 枚	400 枚	各 1,100 枚
30 億円以上 50 億円未満	250 枚	500 枚	各 1,500 枚
50 億円以上 100 億円未満	300 枚	600 枚	各 1,800 枚
100 億円以上 150 億円未満	400 枚	750 枚	各 2,200 枚
150 億円以上 200 億円未満	450 枚	850 枚	各 2,600 枚
200 億円以上	500 枚	1,000 枚	各 3,000 枚

軽油

(省 略)

新条文

原油

各限月につき 6,400 枚

~
(現行どおり)

旧条文

原油

純資産額		売又は買のそれぞれにつき全建玉数の10% 又は次の数のうちいずれが多い数量
		各限月
	5 億円未満	400 枚
5 億円以上	10 億円未満	800 枚
10 億円以上	20 億円未満	1,600 枚
20 億円以上	30 億円未満	2,400 枚
30 億円以上	50 億円未満	3,200 枚
50 億円以上	100 億円未満	4,000 枚
100 億円以上	150 億円未満	4,800 枚
150 億円以上	200 億円未満	5,600 枚
200 億円以上		6,400 枚

~
(省 略)

新条文

当業者に係る建玉数量の制限の特例

定款第 11 条第 1 項第 1 号に定める当業者たる委託者及び会員にあっては、ガソリン、灯油及び原油の建玉数量の制限について、及びにかかわらず、次のとおりとする。

ガソリン及び灯油

当月限	翌月限	その他限月
2,000 枚	3,000 枚	各 5,000 枚

原油

各限月につき 12,800 枚

旧条文

当業者に係る建玉数量の制限の特例

定款第 11 条第 1 項第 1 号に定める当業者たる委託者及び会員(受託会員は除く)にあっては、ガソリン及び灯油の建玉数量の制限について、及びにかかわらず、次のとおりとする。

ガソリン及び灯油

委託者

当月限	翌月限	その他限月
400 枚	800 枚	各 2,400 枚

会員(受託会員は除く)

純資産額	当月限	翌月限	その他限月
5 億円未満	120 枚	240 枚	各 400 枚
5 億円以上	160 枚	300 枚	各 800 枚
10 億円以上	200 枚	400 枚	各 1,200 枚
20 億円以上	300 枚	600 枚	各 1,800 枚
30 億円以上	400 枚	800 枚	各 2,400 枚
50 億円以上	500 枚	1,000 枚	各 3,000 枚
100 億円以上	600 枚	1,200 枚	各 3,600 枚
150 億円以上	700 枚	1,400 枚	各 4,200 枚
200 億円以上	800 枚	1,600 枚	各 5,000 枚

(新 設)

新条文	旧条文
<p>2 売買値段の制限（制限値段）</p> <p>売買値段の限度額は、<u>相場の価格変動等を勘案し、上場商品構成物品ごとに本所が定める額</u>とし、1 番限月（当月限納会日の翌営業日以降の最初の限月のことをいう。以下同じ。）を除く全限月について適用する。</p> <p>ただし、本所が必要と認めた場合は上記にかかわらず、限月毎に限度額を設定できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p>	<p>2 売買値段の制限（制限値段）</p> <p>売買値段の限度額は、<u>次のとおりとし、1 番限月（当月限納会日の翌営業日以降の最初の限月のことをいう。以下同じ。）を除く全限月について適用する。</u></p> <p>ただし、本所が必要と認めた場合は上記にかかわらず、限月毎に限度額を設定できるものとする。</p> <p>— <u>通常の場合の制限値段</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>相場の価格変動等を勘案し、上場商品構成物品ごとに毎月本所が定める額</u></p> <p>— <u>制限値段の特例</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>最終約定値段が3 限月以上同一方向の制限値段に達したときは、翌営業日以降の制限値段は、1 番限月を除く全限月について通常の50%増とし、最終約定値段が3 限月以上で通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を適用するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ただし、最終約定値段が3 限月以上同一方向の制限値段に2 営業日連続して達したときは、1 番限を除く全限月の最終約定値段が3 営業日連続して通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を継続するものとする。</u></p>

新条文	旧条文
<p>3 取引証拠金</p> <p>業務規程第35条第2項に規定する取引証拠金は、次のとおりとし、取引本証拠金基準額にあつては、清算機構が定める取引本証拠金の額とする。</p> <p>取引本証拠金</p> <p>取引本証拠金は、次に定める額を下回らない範囲の額とする。</p> <p>一般委託玉</p> <p><u>適用する制限値段にかかわらず、上場商品構成物品ごとに毎月一定期間の価格変動に対応した額を本所が定め、取引単位の倍率を乗じた額に、その50%相当額を加えて得た金額とする。</u></p> <p>会員の自己玉及び委託玉</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>取引定時増証拠金 (現行どおり)</p> <p>取引臨時増証拠金</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>最終約定値段が3限月以上(制限値段の適用がない限月を除く。)同一方向の制限値段に2営業日連続して達したときは、その翌営業日から、制限値段の適用がない限月を除く全限月の最終約定値段が3営業日連続して制限値段に達しなくなるまで、全限月の新規の建玉について取引臨時増証拠金を預託させるものとする。この場合の取引臨時増証拠金の額は、1枚につき、制限値段の50%に取引単位の倍率を乗じて得た額とし、預託時限は、預託させることとなった日以降における新規の取引に係る取引本証拠金の預託と同時とする。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>	<p>3 取引証拠金</p> <p>業務規程第35条第2項に規定する取引証拠金は、次のとおりとし、取引本証拠金基準額にあつては、清算機構が定める取引本証拠金の額とする。</p> <p>取引本証拠金</p> <p>取引本証拠金は、次に定める額を下回らない範囲の額とする。</p> <p>一般委託玉</p> <p>上場商品構成物品ごとに毎月適用する通常の場合の制限値段に取引単位の倍率を乗じた額に、その50%相当額を加えて得た金額とする。</p> <p>会員の自己玉及び委託玉</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>取引定時増証拠金 (省 略)</p> <p>取引臨時増証拠金</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>最終約定値段が3限月以上(制限値段の適用がない限月を除く。)同一方向の制限値段に2営業日連続して達したときは、その翌営業日から、制限値段の適用がない限月を除く全限月の最終約定値段が3営業日連続して<u>通常</u>の制限値段に達しなくなるまで、全限月の新規の建玉について取引臨時増証拠金を預託させるものとする。この場合の取引臨時増証拠金の額は、1枚につき、<u>通常</u>の制限値段の50%に取引単位の倍率を乗じて得た額とし、預託時限は、預託させることとなった日以降における新規の取引に係る取引本証拠金の預託と同時とする。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新条文

旧条文

取引割増証拠金

(新 設)

一市場会員の全限月通算した自己の計算による取組の売買差引玉が次の数量を超えた場合は、その数量を超える1枚につき、それぞれ所定の金額を、その翌営業日の正午までに預託させる。

ガソリン及び灯油

(当業者を除く会員)

純資産額	数量	金額
5億円未満	1,200枚	90,000円
5億円以上 10億円未満	2,300枚	90,000円
10億円以上 20億円未満	3,400枚	85,000円
20億円以上 50億円未満	7,000枚	65,000円
50億円以上 100億円未満	8,000枚	40,000円
100億円以上 200億円未満	11,500枚	20,000円

(当業者たる会員)

純資産額	数量	金額
5億円未満	2,000枚	130,000円
5億円以上 10億円未満	3,700枚	120,000円
10億円以上 20億円未満	5,400枚	100,000円
20億円以上 50億円未満	11,000枚	90,000円
50億円以上 100億円未満	13,500枚	80,000円
100億円以上 200億円未満	19,000枚	40,000円
200億円以上	22,500枚	20,000円

新条文

旧条文

原油

(当業者を除く会員)

純資産額		数量	金額
	5億円未満	2,400枚	140,000円
5億円以上	10億円未満	4,800枚	140,000円
10億円以上	20億円未満	9,600枚	130,000円
20億円以上	50億円未満	19,000枚	120,000円
50億円以上	100億円未満	24,000枚	80,000円
100億円以上	200億円未満	33,500枚	50,000円

(当業者たる会員)

純資産額		数量	金額
	5億円未満	2,400枚	140,000円
5億円以上	10億円未満	4,800枚	140,000円
10億円以上	20億円未満	9,600枚	130,000円
20億円以上	50億円未満	19,000枚	120,000円
50億円以上	100億円未満	24,000枚	80,000円
100億円以上	200億円未満	33,500枚	70,000円
200億円以上		38,500枚	60,000円

取引受渡証拠金 (現行どおり)

取引受渡証拠金 (省略)

新条文	旧条文
<p>附則</p> <p><u>平成19年9月19日開催の理事会で議決された1建玉の制限の(2)、(3)、2売買値段の制限、3取引証拠金の(1)の、(3)、(4)及び(5)の変更規定は、平成19年10月1日から適用する。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>